

親族優先提供に係る論点についての整理

1 親族の範囲等について

検討課題	論点	作業班の見解
親族の範囲	<p>臓器移植法の「親族」の範囲につき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限を加える場合、(根拠も含め)どのような範囲が考えられるか。 ・立法者意思で示された「配偶者及び親、子」と考えてもよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法における親族の範囲は、その成り立ちから広く設定されており、法的な権利義務を与える範囲として合理的な基準ではなく、これと同様にする必要はない。 ・臓器売買の防止等の観点からは、範囲をできるだけ狭く解すべきではないか。 ・家族概念の最小単位としては、「婚姻関係」と「親子関係」が考えられることから、立法者による「配偶者及び親、子」との解釈は妥当ではないか。 ・かなり明確になっている立法者の解釈を変更する十分な理由は見あたらないのではないか。 <p>※ なお、移植医療の現場においては、兄弟への移植希望事例もあることに配慮すべきではないかとの意見があった。</p>
養子	<p>以下の点を踏まえ、どのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養子は「嫡出子」としての身分を取得し、血族間におけるのと同じの身分関係を生じること ・臓器移植の基本原則(「移植機会の公平性」「任意性の確保」「有償性の回避」) ・提案者意思「強いきずなで結ばれた家族として自然に持つ心情への配慮」 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年養子を広く認める日本の養子縁組制度の下では、臓器売買等の危険性を考えると、養子については限定的に取り扱うべき。 ・要件が厳しく、実方の親子関係を終了させる特別養子縁組については、親族優先提供の範囲に含めることとして差し支えないのではないか。

<p>事実婚</p>	<p>以下の点を踏まえ、どのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居・協力・扶助義務等「夫婦の実質があれば保障する必要があるもの」は事実婚にも認められる ・相続権等「取引の安全等を考慮し、画一的に決まる必要があるもの」は事実婚に認められない ・提案者意思「強いきずなで結ばれた家族として自然に持つ心情への配慮」 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実婚は、法律婚と同様の権利を認めるという流れにあり、配偶者に含めないとするのは難しいが、臓器移植の場面において、事実婚は確認が困難であることから、法律婚に限定すべきではないか。 ・法律上の地位を差別する趣旨ではないが、臓器移植においては法律婚に限定すべきではないか。
------------	---	--

2 意思表示内容について

検討課題	論点	作業班の見解
特定親族(範囲内)の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・親族優先提供の意思表示内容として、「親族」とのみ表示することとするのか、特定の親族を指定する意思表示も認めるか。 ・実際に特定の親族を指定する意思表示があった場合、どのように解釈し、取り扱うか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族優先提供の意思表示は移植機会の公平の特例であることや運用上のトラブルを防ぐ必要があることを踏まえ、親族提供の意思は、単に「親族」と表示することとすべき。 ・特定の親族を指定した意思表示があった場合には、順位付けがある場合も含め、指定された親族を含む親族一般への優先提供意思と解すべき。 ・優先提供の対象親族が複数人となる場合は、レシピエント選択基準に従って医学的に優先順位を決定すべき。 <p>※ なお、本人意思の尊重を貫徹する立場から、特定の親族を指定した意思表示や、親族間で提供順位付けをした意思表示があった場合は、それを認めるべきではないかとの意見があった。</p>
親族名(範囲外)の指定	臓器移植法上は優先とならない親族への優先提供の意思表示があった場合、どのように解釈し、取り扱うか。	<ul style="list-style-type: none"> ・親族優先提供の意思は無効とし、臓器の提供意思は有効と解すべき。このため、一般的な臓器提供プロセスに移行すべき。

<p>親族限定提供</p>	<p>・親族への提供意思のみが表示されていた場合(限定提供意思)は、どのように解釈し、取り扱うか。</p>	<p>・親族優先提供の意思表示は、臓器提供の意思表示に併せて行うことができるとされていることから、親族以外の第三者への提供拒否の意思が明確に認められる場合は、親族への優先提供意思の前提となる臓器提供の意思がないと解し、臓器提供プロセスに移行すべきでない。</p> <p>※ なお、本人意思の尊重を貫徹する立場から、親族のみへの臓器提供も認めるべきではないかとの意見があった。</p>
<p>親族優先提供の意思表示が可能となる年齢</p>	<p>・親族優先提供の意思表示が可能となる年齢について、どのように考えるか。</p>	<p>・親族への優先提供の意思表示は、臓器提供の意思表示に併せて行うことができることから、現行法の解釈のとおり、15歳とする。</p>
<p>親族優先提供に係る意思表示に基づき臓器提供を受けることが可能となる年齢</p>	<p>・親族優先提供に係る意思表示に基づき臓器提供を受けることが可能となる年齢について、どのように考えるか。</p>	<p>・臓器提供を受ける年齢について、現行法上は特に制限がないことから、親族優先提供に係る意思表示に基づき臓器提供を受けられる年齢も、特に制限を設けない。</p>

3 意思表示方法について

検討課題	論点	作業班の見解
<p>従来の臓器提供の意思表示と比較し、親族へ臓器を優先的に提供する意思表示について、留意すべき点はないか。</p>	<p>・親族優先提供の意思表示をドナーカードに記載することとした際に、留意すべき点はあるか。</p>	<p>・親族優先提供の意思表示は、表示相手に利益をもたらすため、期待を生じさせることから、親族関係のトラブルや偽造などの危険性がある。</p> <p>・偽造や複数枚作成を防止するため、1人1枚を所持する運転免許証などに記載するのが望ましい。</p> <p>・ただし、現行ドナーカードへの記載を無効とすることは困難。</p>
	<p>・親族優先提供の意思表示を「臓器提供意思登録システム」で行うこととした際に、留意すべき点はないか。</p>	<p>・ドナーカードのはらむ危険性を考慮すると、親族優先提供の意思表示を行う際は、本人の意思表示内容をより確実に実現できるよう、臓器提供意思登録システムの登録を原則とすべきではないか。</p> <p>・なお、現行の臓器提供意思登録システムについて、本人確認をより厳格にすることも検討すべき。</p>

4 親族の確認方法について

検討課題	論点	各班員の御意見等
公的証明書が入手困難な場合のあっせん手続きについて	・公的証明書が入手困難な場合、どのような条件下でレシipient選択の開始を認めるか。	・その時点で提示可能な公的証明書（写真入りの免許証、パスポート等）を確認し、それを基礎として手続を開始し、事後的に公的証明書により追完するという方法が考えられる。 ・親族からの証言を得た上で、それを基礎として手続きを開始し、事後的に公的証明書により追完することが考えられる。